

令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱

令和5年3月22日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの居場所づくりを目的として、加古川市内でこども食堂を運営する団体又は個人に対して、予算の範囲内において、加古川市こどもの居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) こども食堂 地域のこどもの居場所づくりの一つとして、こどもに対し、市内において食事の提供を主とした支援を実施する場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」）は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体又は個人をいう。

- (1) こども又はその保護者及び地域住民を対象とし、1回の開催あたり合計10人以上の参加が見込まれるこども食堂で加古川市内において運営していること。
- (2) 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- (3) 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- (4) 参加者に対し、こども及び家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じて関係する機関につなげること。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) こども食堂開催時において、営利を目的とする活動を行わないこと。
- (7) 選挙活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (8) 加古川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない団体又は個人であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、こども食堂の開催に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに出された次に掲げるものとする。

- (1) 食材の購入に要する経費

- (2) 容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費
- (3) 調理に必要な施設等の使用に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 こども食堂の開催1回あたりの補助金の額は、別表に定める額又は前条各号に掲げる経費を合算した額から次に掲げる額を控除した額のいずれか低い額とする。

- (1) 参加者負担金
- (2) 寄附金

2 同一の補助対象者へ支給する補助金の上限額は、1年度あたり20万円とする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 加古川市こどもの居場所づくり補助金申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) こどもの居場所づくり開催実績報告書(様式第2号)
- (3) 第4条各号に掲げる経費を支払ったことがわかる書類の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、加古川市こどもの居場所づくり補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)を、補助することが適当でないとき、加古川市こどもの居場所づくり補助金不交付決定通知書(様式第4号)を、申請書のほかすべての提出書類を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 市長は、補助金の交付を決定された者(以下「交付決定者」という。)に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合、加古川市こどもの居場所づくり補助金交付決定取消通知書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(状況報告等)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、事業の実施状況について報告を求め、又は職員に現地調査等の調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の報告又は調査の結果、交付決定者の実施状況が適正でないと認められるときは、その是正を指示することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 (第 5 条関係)

1 回の開催あたりの参加人数	金額
20 人以下	3,000 円
21 人から 40 人まで	5,000 円
41 人から 60 人まで	8,000 円
61 人以上	10,000 円

様式第1号（第6条関係）

加古川市こどもの居場所づくり補助金申請書兼請求書

年 月 日

加古川市長 様

こども食堂の名称

代表者氏名

加古川市こどもの居場所づくり補助金の交付を受けたいので、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱第6条の規定により、必要書類を添えて申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された補助金を次の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

なお、申請にあたり同要綱第3条各号に掲げるすべての事項について適合していることに相違ありません。

1 申請額 _____ 円

内訳

No.	開催日	金額	No.	開催日	金額
1	年 月 日	円	6	年 月 日	円
2	年 月 日	円	7	年 月 日	円
3	年 月 日	円	8	年 月 日	円
4	年 月 日	円	9	年 月 日	円
5	年 月 日	円	10	年 月 日	円

2 添付書類

こどもの居場所づくり開催実績報告書 _____ 枚

3 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・()		
支店名	支店		
口座	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義人			

注 口座名義人は通帳に記載されているとおりにご記入ください。

振込先口座確認書類 貼付欄

※金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳
やキャッシュカードのコピーを貼ってください。

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店
名・預金種目・口座番号(7桁)」の記載が
ある箇所(通帳見開き下部)をコピー



様式第2号（第6条関係）

こどもの居場所づくり開催実績報告書

開催概要

こども食堂の名称	
開催日時	年 月 日
実施場所	
参加者	こども 人 ・ 大人 人
従事スタッフ人数	人
献立、食事以外の内容、その他 気になったこと 等	

収支項目

支出	項目	金額	備考
	食材費		
	消耗品費		
	使用料		
	その他		
	合計 (A)		

収入	項目	金額	備考
	参加者負担金		
	寄付金		
	その他		
	合計 (B)		

裏面に続く

添付書類 貼付欄

※対象経費を支払ったことが分かるレシートや領収書の
コピーを貼ってください。

※レシートに対象経費以外の項目が含まれている場合は
対象経費をマーカー等により明示してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

加古川市こどもの居場所づくり補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった加古川市こどもの居場所づくり補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

備 考

以 上

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

加古川市こどもの居場所づくり補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった加古川市こどもの居場所づくり補助金について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

不交付の理由

以 上

様

加古川市長



加古川市こどもの居場所づくり補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、加 第 号で交付決定した加古川市こどもの居場所づくり補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 取消し後交付決定額 _____ 円

以 上